

令和 5 年 3 月 28 日 (火)

令和 5 年第 1 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和5年第1回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔 令和5年3月28日（火） 〕
〔 午後1時30分 開 議 〕

- | | |
|-------------|---|
| 第 1 | 会期決定について |
| 第 2 議案第1号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律
施行条例の制定について |
| 第 3 議案第2号 | 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第 4 議案第3号 | 令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算
（第3号） |
| 第 5 議案第4号 | 令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算 |
| 第 6 議案第5号 | 監査委員選任につき同意を求めるについて |
| 第 7 議会議案第1号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関す
る条例の制定について |

出席議員（13名）

1番	川	岸	貞	利	2番	北	尾	修
3番	阪	口	芳	弘	4番	谷	口	美保子
5番	田	畑	庄	司	6番	中	川	剛
8番	今	口	千代	子	9番	烏	野	隆生
10番	河	合	馨		11番	倉	田	賢一郎
12番	友	永	修		13番	鳥	居	宏次
14番	米	田	貴	志				

欠席議員

7番	稲	田	悦	治
----	---	---	---	---

出席議事説明員

管理者	酒	井	了	副管理者	永	野	耕	平
事務局長	福	村	勲	事務局次長	上	村	昌	生
総務課長	青	木	高志	環境技術課長	太	田	健	一
基幹整備担当主幹	山	下	扶美夫					

午後 1 時50分開会

○烏野隆生議長

ただいまから令和 5 年第 1 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

なお、稲田議員より欠席の届けがありました。

以上で報告を終わります。

○烏野隆生議長

ただいまの報告のとおり、出席議員13名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者は、清掃施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、8 番今口千代子議員、10番河合馨議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、報告をいたします。

次に、令和 4 年 9 月分から令和 5 年 1 月分までの 5 か月分の例月出納検査結果報告につきましては、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本件について質疑のある方は発言をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

ないようですので、本報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会

期は 1 日に決定いたしました。

次に、日程第 2、議案第 1 号岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第 1 号岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報を取り扱う行政機関等に対し、遵守すべき義務等が全国的に統一して定められたことから、岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例を廃止するとともに、法律の施行に関し必要な事項を定めるため、本案のとおり法律施行条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いします。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、議案第 1 号の岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の詳細について説明させていただきます。

議案書の 3 ページをお願いいたします。

第 1 条では、この条例の制定の趣旨についてを定めております。

第 2 条では、この条例における用語の定義についてを定めております。

第 3 条では、開示請求における閲覧時と写しの交付を受ける場合の手数料について定めてございます。

第 4 条から第 7 条までは、岸和田市貝塚市清掃施設組合の管理者、公平委員会、監査委員及び議会の諮問機関であります岸和田市貝塚市清掃施設

組合個人情報保護審査会関係について、審査会への諮問事項や審査会の調査権限等について定めております。

第8条では、個人情報保護制度の運用状況の公表についてを定めております。

第9条では、この条例に定めるもののほか、この条例を施行するに当たり必要な事項を定める場合の委任についてを定めております。

なお、附則においては、施行期日を法律の施行日と同じ令和5年4月1日からとすることや、施行日までの旧個人情報保護条例適用の経過措置などについて定めてございます。

詳細説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○鳥野隆生議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第2号個人情報の保護に関

する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

個人情報の取扱いについては、岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律に基づいて運用されることから、岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例等、関係する条例の文言等の整理を行い、規定の整備を図るため、本案のとおり制定するものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○鳥野隆生議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第3号令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。今回提案させていただく補正予算は、昨年7月の臨時議会で議決を頂きました岸和田市貝塚市斎場管理運営業務委託に関する債務負担行為にただし書を追加する補正でございます。物価変動等や消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときに、相当額を加算できる対応が取れるように文言を追加しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第4号令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本組合の令和5年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億5,308万円で、前年度に比べ

て41.0%、12億814万3千円の増額計上であります。

歳出につきましては、施設長寿命化のため、継続事業として実施しております基幹的設備改良工事、大規模改修工事を引き続き着実に実施するとともに、構成市から排出される一般廃棄物を、法令を遵守し、環境に配慮しながら、安定的かつ安全に中間処理することを目的とした予算としております。

それらを実現するための歳入としては、構成市からの分担金、廃棄物処分手数料や電力売払い収入などの自己財源のほか、国庫補助金や地方債などを可能な限り活用することとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、令和5年度一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を41億5,308万円と定めてございます。第2条では地方債、第3条では歳出予算の流用について定めてございます。

次に、詳細について、まず歳出からご説明いたします。

予算書の14、15ページをお願いいたします。

第1款第1項第1目議会費に351万1千円の計上で、前年度に比べ13万2千円の減少でございます。

次に、第2款でございます。まず、第1項総務費第1目総務管理費に2億3,280万1千円の計上で、前年度に比べ1.1%、263万6千円の増加でございます。

詳細につきましては、右ページの事業別区分欄をお願いいたします。

職員給与費 2 億 597 万 2 千円は、会計年度任用職員 5 名を含みます清掃施設組合職員の 27 名分の人件費等でございます。

次に、16、17 ページをお願いいたします。

総務管理事業に 1,472 万 5 千円で、組合運営に要する事務経費で、前年度に比べ 6 万 4 千円の増加でございます。

右ページ、事業別区分欄中ほど、電算システム運用事業に 1,080 万 2 千円の計上で 594 万 5 千円、122.4% の増加で、これは局内のネットワークやシステムなど電算システム保守のほか、ホームページ構築業務委託料、電算機器賃借料などでございます。

次に、リサイクル啓発事業に 122 万 8 千円の計上で、3 R ふれあいフェア、3 R 啓発事業委託料など、啓発事業の運営に必要な経費で 3 万 6 千円の減少でございます。

次に、情報公開・個人情報保護事業に 7 万 4 千円の計上で、情報公開・個人情報審査会の委員報酬及び費用弁償で、前年度と同額でございます。

次に、18、19 ページをお願いいたします。

左ページ、18 ページの一番上、第 2 目公平委員会費 7 万 3 千円、その下、第 3 目監査委員費 15 万 4 千円は、それぞれの委員報酬及び費用弁償で、前年度と同額でございます。

次に、同じくページの中ほど、第 2 項施設費第 1 目施設管理費に 36 億 2,045 万 6 千円の計上で、前年度に比べ 42.5%、10 億 7,994 万円の増加でございます。

この大幅な増加の主な要因といたしましては、本来昨年度、令和 4 年度の当初予算で計上される予定でありました基幹的設備改良事業費を令和 3 年度の国の補正予算における国土強靱化の交付金を活用できることになりましたので、令和 4 年 1 月 12 日開催の組合議会で令和 3 年度補正予算の議決を頂き、予算上は前年度に前倒しし、それを明許繰越しすることで令和 4 年度に事業執行したことによるもので、令和 4 年度当初予算に基幹的設備改良事業費 8 億 9,036 万 2 千円が計上されなか

ったことが大きな要因でございます。実際の決算ベースで見ますと、大きく増加しているわけではございません。あと、昨今の世界情勢等の影響によります物価高騰により工事請負、業務委託における人件費や原材料費も高騰してきていることも予算増額の一因でございます。

それでは、右ページ、事業別区分欄に沿ってご説明いたします。

まず、事業別区分欄中ほど、施設管理運営事業 13 億 5,194 万 3 千円は、クリーンセンターの運転管理等に要する経費で、主なものは第 10 節需用費で、焼却プラント関係の薬品等の消耗品に 2 億 2,454 万 4 千円、電気、下水道等の光熱水費に 9,149 万 3 千円、第 11 節役務費で、主に焼却灰の運搬費として、通信運搬費に 2,356 万 9 千円、第 12 節委託料で、工場の運転管理や焼却灰の処分等、施設維持業務委託料に 9 億 5,108 万 5 千円、第 15 節原材料費で、機械、設備の修繕や更新のための部品等原材料費に 3,288 万 7 千円でございます。

次に、20 ページ、21 ページをお願いいたします。

大阪湾圏域広域処理場整備事業 1,228 万円は、大阪湾広域廃棄物処理埋立処分場建設委託料でございます。

次のクリーンセンター維持補修事業 12 億 8,055 万 5 千円は、定期点検整備工事などの施設維持に要する経費で、主なものは焼却炉、コンベヤなどの修繕費 1 億 2,691 万 5 千円、施設全般に係る定期点検整備等 3 億 3,539 万円、令和 2 年度から 4 年間の継続事業として取り組んでおりますクリーンセンター大規模改修工事の焼却棟建物改修事業費 1 億 6,000 万円を含む工事請負費が 8 億 8,437 万 8 千円及び定期点検整備等の工事に伴う原材料費が 2 億 5,620 万 9 千円でございます。

次の基幹的設備改良事業は、令和元年度から 5 年の債務負担行為として取り組んでおります事業の最終年度で、9 億 7,567 万 8 千円でございます。

次に、ページ中ほど、第 3 款第 1 項公債費は、令和 4 年度末現在の未償還残高見込額 42 億 2,946 万 2 千円に対する償還元金及び利子で、第 1 目元

金が2億7,814万9千円で、前年度に比べ1億2,305万円、第2目利子が1,493万6千円で、前年度に比べ264万9千円の増加でございます。

これらの償還につきましては、施設更新、改修や災害復旧事業に係るものなどで、主に令和5年度から基幹的設備改良事業債の償還が始まることによって増加しております。

本予算に計上している令和5年度借入れ予定の組合債8億9,640万円を含め、令和5年度末の未償還元金は約48億5,000万円となる見込みでございます。なお、令和4年度までは償還額が減少傾向となりましたが、令和5年度以降は基幹的設備改良事業に加え、大規模改修工事や災害復旧事業に対する起債の償還が始まることから、年次的に償還額が増加し、年間6億円から7億円の償還になっていく見込みでございます。

次に、下段の第4款第1項第1目予備費は300万円で、前年度と同額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の10ページ、11ページにお戻りください。

第1款第1項分担金第1目組合市分担金が23億3,739万5千円で、前年度と比べ23.3%、4億4,134万4千円の増加でございます。

両市の分担は、2割を均等割、8割は人口割によることが定められてございます。令和2年度国勢調査の結果を基に、この割合で算出した構成市分担金及び負担率は、右ページ、組合市分担金説明欄のとおり、岸和田市15億2,959万1千円、65.44%、貝塚市8億780万4千円、34.56%でございます。

次に、第2款使用料及び手数料第1項使用料第1目総務使用料が147万1千円で、前年度と比べ7.2%、11万4千円の減少でございます。主なものは、組合所有土地使用料及び附属駐車場使用料でございます。

次に、第2款使用料及び手数料第2項手数料第1目焼却手数料は3億3,419万3千円で、前年度に比べ3.8%、1,328万9千円の減少でございます。これは、ごみ搬入量の減少傾向を見込んでおりま

す。

なお、令和5年4月1日から予定しておりました焼却手数料改定は、終息の見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価の急激な高騰による市民や事業者の負担軽減を図るため、令和4年第2回定例会において議決を頂き、令和6年4月1日に1年間延期しております。

次に、第3款第1項第1目ごみ処理施設基幹的設備改良事業費国庫補助金は3億38万9千円で皆増でございます。これは、先ほどご説明させていただいた基幹的設備改良事業費を補正予算で令和3年度に前倒しし、それを明許繰越したことにによるものでございます。

次に、第4款第1項第1目繰越金は1千円で、前年度と同額でございます。

次に、第5款諸収入第1項第1目雑入が2億8,323万1千円で、前年度に比べ7%、1,851万3千円の増加でございます。これは主に金属類等売却収入の上昇傾向などを見込んだものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

第6款第1項組合債第1目清掃施設整備事業債が8億9,640万円で、前年度に比べ106%、4億6,130万円の増加でございます。これも大きく増加している要因は、先ほどご説明させていただきました基幹的設備改良事業費を補正予算で令和3年度に前倒しし、それを明許繰越したことにによるものでございます。主にごみ処理施設増設事業、ごみ処理施設基幹的設備改良事業、クリーンセンター大規模改修工事に係る起債でございます。

以上が歳入歳出の説明でございます。

続きまして、予算書の2ページ、3ページにお戻り願います。ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の総括表でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

予算第2条に定める地方債でございます。清掃施設整備事業債として7億5,240万円、クリーンセンター大規模改修事業として1億4,400万円を限度額として定めようとするものでございます。

ただいまの事案も含め継続費、債務負担行為及び地方債に関する調書並びに給与費明細書につきましては、22ページ以降に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○鳥野隆生議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号監査委員選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第5号監査委員選任につき同意を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

監査委員の山下 大氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として平田 徹氏が最適任者と存じ、同氏を監査委員に選任いたしたく、組合規約第10条第2項の規定に基づき、議会の同意を賜りたくご提案申し上げます。次第であります。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○鳥野隆生議長

この際、お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略してご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論を省略することに決しました。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

次に、日程第7、議会議案第1号岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。川岸貞利議員。

○1番 川岸貞利議員

ただいま上程の議会議案第1号岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日からは個人情報の保護に関する法律に基づく全国的な統一ルールで運用されることになりました。しかし、議会は同法の適用外となるため、議会において保有する個人情報の適切な取扱いを図るため、本条例を制定しようとするものであります。

まず、第1章では、条例制定の目的及び議会の責務等について定めております。

第2章では、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、利用及び提供の制限等における取扱いについて、第3章では、個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めております。

第4章では、個人情報の開示、訂正及び利用停止等について、また、第5章では、雑則について

定めております。

第6章では、正当な理由なく個人情報を提供した場合等に対する罰則について定めております。

以上のとおりご提案いたしますので、何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議会議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和5年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時21分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 烏 野 隆 生	
同 議 員 今 口 千代子	
同 議 員 河 合 馨	

令和5年第1回組合議会定例会議案

議案番号	件名
議案第1号	岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第2号	個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第3号	令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)
議案第4号	令和5年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算
議案第5号	監査委員選任につき同意を求めるについて

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第 1 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護に
関する法律施行条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護に関する法律施行条
例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者 酒 井 了

岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会、監査委員をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項又は第3項の規定により写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

(審査会)

第4条 管理者の附属機関として法第105条第3項において準用する同条第1項の規定又は岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号。以下「組合議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、6人以内の委員で組織する。

3 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、法第105条第3項において準用する諮問事項の他、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(法第105条第3項において準用する同条第1項の規定及び組合議会個人情報保護条例第45条による諮問(以下「諮問」という。))をした実施機関をいう。以下同じ。)に対し、諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するように求めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあった時は、これを拒んではならない。

(調査審議手続の非公開)

第7条 審査会が行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(運用状況の公表)

第8条 管理者は、毎年1回、個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例(平成29年条例第1号)は、廃止する。

(岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例(以下この条において「旧個人情報保護条例」という。)第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報又は旧個人情報保護条例第14条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(以下この条においてこれらを「旧個人情報」という。)を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関(以下この

条において「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務(以下「旧個人情報受託業務」という。)に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第15条第1項、第2項若しくは第3項(第24条第3項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)、第24条第1項又は第25条第1項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する個人情報の開示、訂正並びに利用の停止、消去及び提供の停止並びにこれらの請求に対する決定に係る審査請求については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報であって、行政文書に記録されたものを同条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧個人情報受託業務の全部又は一部の処理を行う実施機関以外の法人及び法人でない団体(以下この項において「法人等」という。)の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

6 前3項の規定は、同項に規定する者が岸和田市及び貝塚市の区域外においてこれらの項の罪を犯した場合についても適用する。

議案第 2 号

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
ついて

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者 酒 井 了

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の一部改正)

第 1 条 岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例（平成 29 年条例第 3 条）の
一部を次のように改正する。

別表（第 2 条関係）を次のように改正する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護審査会	岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 号）第 4 条及び第 5 条に規定する審査、並びに同条例第 6 条に規定する調査に関する事務	6 人以内
------------------------	---	-------

(岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例の一部改正)

第 2 条 岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成 29 年条例第 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中、「岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例（平成 29 年条例第 1 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 号）」に改める。

(岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例の一部改正)

第 3 条 岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例（令和 2 年条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中、「岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例（平成 29 年条例第 1 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 2 号」を「岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成 29 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号」に、「個人情報保護条例第 2 条第 1 号」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項及び岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 号）第 2 条第 1 項（以下この条において「個人情報保護法等」と総称する。）」に改める。

第 14 条第 2 項中、「実施機関が」を「個人情報保護法等で」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例（平成 29 年条例第 1 号）第 29 条第 1 項の規定による審査請求があった場合における諮問に応じてする審査については、この条例による改正後の岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 3 号

令和 4 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 5 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 酒 井 了

第 1 表 債務負担行為補正

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
岸 和 田 市 貝 塚 市 斎 場 管 理 運 営 業 務 委 託	令和4年度から 令和22年度まで	千円 1,852,245	令和4年度から 令和22年度まで	千円 1,852,245 ただし、物価変動等 並びに消費税法等の 改正によって消費税 額及び地方消費税額 に変動が生じたとき は、相当額を加算し た額

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(変 更 分)

事 項		限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
							特 定 財 源				一 般 財 源
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
変 更 前	岸和田市貝塚市斎場 管理運営業務委託	千円 1,852,245		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
					令和4年度	0					0
					令和5年度	0					0
					令和6年度	0					0
					令和7年度	0					0
					令和8年度	123,483					123,483
					令和9年度	123,483					123,483
					令和10年度	123,483					123,483
					令和11年度	123,483					123,483
					令和12年度	123,483					123,483
					令和13年度	123,483					123,483
					令和14年度	123,483					123,483
					令和15年度	123,483					123,483
					令和16年度	123,483					123,483
					令和17年度	123,483					123,483
					令和18年度	123,483					123,483
					令和19年度	123,483					123,483
					令和20年度	123,483					123,483
					令和21年度	123,483					123,483
					令和22年度	123,483					123,483
変 更 後	岸和田市貝塚市斎場 管理運営業務委託	1,852,245 ただし、物価変動 等並びに消費税 法等の改正に よって消費税額 及び地方消費税 額に変動が生じ たときは、相当額 を加算した額			令和4年度 から 令和22年度 まで	1,852,245 ただし、物価変動 等並びに消費税 法等の改正に よって消費税額 及び地方消費税 額に変動が生じ たときは、相当額 を加算した額					1,852,245 ただし、物価変動 等並びに消費税 法等の改正に よって消費税額 及び地方消費税 額に変動が生じ たときは、相当額 を加算した額

令和5年度 予 算 書

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第 4 号

令和 5 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算

令和 5 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,153,080 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 分担金		2, 337, 395
	1. 分担金	2, 337, 395
2. 使用料及び手数料		335, 664
	1. 使用料	1, 471
	2. 手数料	334, 193
3. 国庫支出金		300, 389
	1. 国庫補助金	300, 389
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		283, 231
	1. 雑入	283, 231
6. 組合債		896, 400
	1. 組合債	896, 400
歳 入 合 計		4, 153, 080

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議会費		3,511
	1. 議会費	3,511
2. 総務費		3,853,484
	1. 総務費	233,028
	2. 施設費	3,620,456
3. 公債費		293,085
	1. 公債費	293,085
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳 出	合 計	4,153,080

第2表 地 方 債

起債の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法					備考
				区分	償還 期限	据置 期間	償還方法	その他	
清掃施設 整備事業	千円 752,400	普通貸借又は証 券発行ただし事 業の進捗状況に より起債額の全 部又は一部を起 債前借すること ができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 及び地方公共団体金融機 構資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政 府 銀 行 その他	20 年 以内	3 年 以内	年賦、半年 賦、元金均 等若しくは 元利均等償 還又は満期 一括償還	必要に応じ て繰上償還 又は借り換 えることが できる。	
クリーン センター 大規模改 修事業	144,000	普通貸借又は証 券発行ただし事 業の進捗状況に より起債額の全 部又は一部を起 債前借すること ができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 及び地方公共団体金融機 構資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政 府 銀 行 その他	30 年 以内	5 年 以内	年賦、半年 賦、元金均 等若しくは 元利均等償 還又は満期 一括償還	必要に応じ て繰上償還 又は借り換 えることが できる。	

予 算 に 関 す る 説 明 書

目 次

は し が き	――	7
1 総 括	――	8
2 歳 入	――	10
3 歳 出	――	14
0 1 議 会 費	――	14
0 2 総 務 費	――	14
0 3 公 債 費	――	20
0 4 予 備 費	――	20
継 続 費 調 書	――	23
債 務 負 担 行 為 調 書	――	24
地 方 債 調 書	――	25
給 与 費 明 細 書	――	26

は し が き

- 1 この予算に関する説明書は、地方自治法施行規則第 15 条の 2 による別記様式に基づき作成したものである。
- 2 この予算に関する説明書のうち、前年度予算額は令和4年度当初予算額である。
- 3 歳入歳出予算額は千円単位であるため、千円未満を切り上げ又は切り捨ての処置を行った。
- 4 人件費中職員手当及び共済費は、おおむね次により計算した。
 - (1) 地 域 手 当 本俸、扶養手当、管理職手当の 100 分の 6
 - (2) 期 末 及 び 勤 勉 手 当 人事院勧告に基づく基本給月額 of 4.4 月分
 - (3) 職員共済組合負担金 標準報酬月額 of 1,000 分の 199.4705、追加費用 1 人年間(4月1日の本俸 12 か月分)1,000 分の 15.9、事務費 1 人年間 10,860 円、特定健診 1 人年間 170 円及び6・12 月の期末勤勉手当 of 1,000 分の 199.4705

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算 構成比(%)
1. 分担金	2,337,395	1,896,051	441,344	56.3
2. 使用料及び手数料	335,664	349,067	△13,403	8.1
3. 国庫支出金	300,389	0	300,389	7.2
4. 繰越金	1	1	0	0.0
5. 諸収入	283,231	264,718	18,513	6.8
6. 組合債	896,400	435,100	461,300	21.6
歳入合計	4,153,080	2,944,937	1,208,143	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳				本 年 度 予 算 構 成 比 (%)
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国府支出金	地方債	その他		
1. 議会費	3,511	3,643	△132				3,511	0.1
2. 総務費	3,853,484	2,770,908	1,082,576	300,389	896,400		2,656,695	92.8
3. 公債費	293,085	167,386	125,699				293,085	7.0
4. 予備費	3,000	3,000	0				3,000	0.1
歳 出 合 計	4,153,080	2,944,937	1,208,143	300,389	896,400		2,956,291	100.0

2 歳 入

(款) 1. 分担金

(項) 1. 分担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 組合市分担金	2,337,395	1,896,051	441,344
計	2,337,395	1,896,051	441,344

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 総務使用料	1,471	1,585	△114
計	1,471	1,585	△114

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 焼却手数料	334,193	347,482	△13,289
計	334,193	347,482	△13,289

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. ごみ処理施設基幹の設備改良事業費国庫補助金	300,389	0	300,389
計	300,389	0	300,389

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	283,231	264,718	18,513

(単位 千円)

節		
区 分	金 額	説 明
1. 組合市分担金	2,337,395	岸和田市・貝塚市分担金 令和2年10月1日国勢調査 275,101人 岸和田市 190,658人(69.30%) 貝塚市 84,443人(30.70%) $2,337,395\text{千円} \times 2/10 \times 1/2 = 233,739,500\text{円}$ (A) $2,337,395\text{千円} \times 8/10 \times 69.30/100 = 1,295,851,788\text{円}$ (イ) $2,337,395\text{千円} \times 8/10 \times 30.70/100 = 574,064,212\text{円}$ (ロ) 岸和田市分担金 (A+イ) = 1,529,591,000円 (65.44%) 貝塚市分担金 (A+ロ) = 807,804,000円 (34.56%)

(单位 千元)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土地使用料	466	電柱埋設地等使用料 466
2. 施設使用料	1,005	附属洗車場使用料 1,005

(单位 千元)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 廃棄物手数料	334, 193	廃棄物処分手数料 334, 193

(单位 千元)

節		説 明
区 分	金 額	
1. ごみ処理施設基幹の設備改良事業費補助金	300,389	ごみ処理施設基幹の設備改良事業費補助金 300,389

(单位 千元)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	1	前年度繰越金 1

(单位 千元)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 雑入	283, 231	金属類等売却収入 50, 127 電力売却収入 218, 397

目	本 年 度	前 年 度	比 較
計	283, 231	264, 718	18, 513

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 清掃施設整備事業債	896, 400	435, 100	461, 300
計	896, 400	435, 100	461, 300

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		その他雑収入 1,007
		再商品化合理化拠出金 13,700

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 清掃施設整備事業債	896,400	大阪湾圏域広域処理場(フェニックス計画)整備委託事業債 11,000
		ごみ処理施設増設事業債 159,600
		ごみ処理施設基幹的設備改良事業債 581,800
		クリーンセンター大規模改修事業債 144,000

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	3,511	3,643	△132				3,511
計	3,511	3,643	△132				3,511

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務管理費	232,801	230,165	2,636				232,801

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1. 報酬	1,716	00000001 議員報酬等 (総務課)	1 報酬 1,716
3. 職員手当等	721		議員報酬 1,716
8. 旅費	685		3 職員手当等 721
9. 交際費	30	2,437	議員期末手当 721
10. 需用費	204	00000002 議会運営事業 (総務課)	8 旅費 685
11. 役務費	150		費用弁償 605
17. 備品購入費	5		普通旅費 80
			9 交際費 30
			交際費 30
			10 需用費 204
			消耗品費 20
		1,074	印刷製本費 184
			11 役務費 150
			筆耕翻訳料 150
			17 備品購入費 5
			図書購入費 5

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
1. 報酬	12,593	00000003 職員給与費 (総務課)	1 報酬 12,539
2. 給料	91,654		特別職報酬 300
3. 職員手当等	66,667		会計年度任用職員報酬 12,011
4. 共済費	35,088		会計年度任用職員超過 勤務報酬 228
7. 報償費	15		2 給料 91,654
8. 旅費	1,642		一般職給 91,654
9. 交際費	20		3 職員手当等 66,667
10. 需用費	3,448		扶養手当 3,384
11. 役務費	7,319		管理職手当 5,256
12. 委託料	9,587		地域手当 6,018
13. 使用料及び賃 借料	3,695		住居手当 3,024
15. 原材料費	40		超過勤務手当 2,619
17. 備品購入費	150		特殊勤務手当 132
18. 負担金補助及 び交付金	883		通勤手当 3,037
			期末勤勉手当 38,981
			児童手当 1,800
			会計年度任用職員期末 手当 2,416
			4 共済費 35,088
			健康保険組合負担金 132
			職員共済組合等負担金 34,265
			公務災害補償負担金 691
			18 負担金補助及び交付金 24
			負担金 24

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
		00000004 総務管理事業 (総務課) 14,725	7 報償費 15 報償費 15
			8 旅費 1,622 費用弁償 916 普通旅費 706
			9 交際費 20 交際費 20
			10 需用費 2,735 消耗品費 1,012 燃料費 479 印刷製本費 858 光熱水費 286 修繕料 100
			11 役務費 7,304 通信運搬費 2,101 手数料 910 保険料 4,293
			12 委託料 882 その他の委託料 882
			13 使用料及び賃借料 1,138 その他の使用料及び賃借料 1,138
			17 備品購入費 150 庁用器具費 100 図書購入費 50
			18 負担金補助及び交付金 859 負担金 559 補助金 300
		00000010 電算システム運用事業 (総務課) 10,802	11 役務費 15 手数料 15
			12 委託料 8,320 その他の委託料 8,320
			13 使用料及び賃借料 2,467 その他の使用料及び賃借料 2,467
		00000008 リサイクル啓発事業 (総務課) 1,228	10 需用費 713 消耗品費 574 印刷製本費 134 修繕料 5
			12 委託料 385 その他の委託料 385
			13 使用料及び賃借料 90 その他の使用料及び賃借料 90
			15 原材料費 40 原材料費 40
		00000009 情報公開・個人情報保護事業 (総務課) 74	1 報酬 54 委員報酬 54
			8 旅費 20 費用弁償 20

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
1. 報酬	63	00000011	1 報酬 63
8. 旅費	10	委員報酬 (総務課)	委員報酬 63
		63	
		00000012	8 旅費 10
		公平委員会事業 (総務課)	費用弁償 10
		10	
1. 報酬	144	00000013	1 報酬 144
8. 旅費	10	委員報酬 (総務課)	委員報酬 144
		144	
		00000014	8 旅費 10
		監査事業 (総務課)	費用弁償 10
		10	

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
7. 報償費	72	00000015	7 報償費 72
8. 旅費	40	施設管理運営事業	報償費 72
10. 需用費	467,926	(環境技術課)	8 旅費 40
11. 役務費	24,715	1,351,943	費用弁償 40
12. 委託料	993,957		10 需用費 341,011
13. 使用料及び賃借料	53		消耗品費 224,544
14. 工事請負費	1,842,517		燃料費 24,870
15. 原材料費	289,096		印刷製本費 104
17. 備品購入費	1,751		光熱水費 91,493
18. 負担金補助及び交付金	50		11 役務費 24,715
26. 公課費	279		通信運搬費 23,569
			手数料 1,114
			保険料 32
			12 委託料 951,085
			施設維持業務委託料 951,085
			13 使用料及び賃借料 53
			その他の使用料及び賃借料 53
			15 原材料費 32,887
			原材料費 32,887
			17 備品購入費 1,751
			庁用器具費 400
			機械器具費 1,301
			図書購入費 50
			18 負担金補助及び交付金 50
			負担金 50
			26 公課費 279
			公課費 279

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	3,620,456	2,540,516	1,079,940	300,389	896,400		2,423,667

(款) 3. 公債費

(項) 1. 公債費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 元金	278,149	155,099	123,050				278,149
2. 利子	14,936	12,287	2,649				14,936
計	293,085	167,386	125,699				293,085

(款) 4. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 予備費	3,000	3,000	0				3,000
計	3,000	3,000	0				3,000

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
		00000016 大阪湾圏域広域処理場整備事業 (環境技術課) 12, 280	12 委託料 12, 280
			その他の委託料 12, 280
		00000017 クリーンセンター維持補修事業 (環境技術課) 1, 280, 555	10 需用費 126, 915
			修繕料 126, 915
			12 委託料 13, 053
			その他の委託料 13, 053
			14 工事請負費 884, 378
			工事費 884, 378
			15 原材料費 256, 209
			原材料費 256, 209
		00000019 基幹的設備改良事業 (環境技術課) 975, 678	12 委託料 17, 539
			その他の委託料 17, 539
			14 工事請負費 958, 139
			工事費 958, 139

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
22. 償還金利子及び割引料	278, 149	00000022 長期債元金償還事業 (総務課) 278, 149	22 償還金利子及び割引料 278, 149
			償還金 278, 149
22. 償還金利子及び割引料	14, 936	00000023 長期債利子償還事業 (総務課) 14, 936	22 償還金利子及び割引料 14, 936
			利子及び割引料 14, 936

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳
29. 予備費	3, 000	00000024 予備費 (総務課) 3, 000	29 予備費 3, 000
			予備費 3, 000

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の執行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 4) 給与費明細書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画										前年度末までの支出額(見込)	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳												
					特 定 財 源			一 般 財 源									
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他	千円		千円						
02 総務費	02 施設費	クリーンセンター大規模改修事業	2	千円			288,000				千円	32,000				0.00	
			3	千円			144,000				千円	16,000	142,650	142,650		17.83	
			4	千円			144,000				千円	16,000	428,600	428,600		53.58	
			5	千円			144,000				千円	16,000	228,750	228,750	228,750	28.59	
			計	千円			720,000				千円	80,000	571,250	228,750	800,000	0	100.00
02 総務費	02 施設費	I T V 装置更新工事	4	千円						千円	58,800					0.00	
			5									88,200		147,000	147,000		100.00
			計									147,000	0	147,000	147,000	0	100.00

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画							前年度末までの支出額	前年度末までの支出額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に対する進捗率		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳												
					特 定 財 源												
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源								
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
02 総務費	02 施設費	クリーンセンター大規模改修事業	2	320,000			288,000			32,000						0.00	
			3	160,000			144,000			16,000	142,650		142,650			17.83	
			4	160,000			144,000			16,000		497,350		497,350			62.17
			5	160,000			144,000			16,000			160,000	160,000			20.00
			計	800,000			720,000			80,000	142,650	497,350	160,000	800,000	0		100.00
02 総務費	02 施設費	I T V 装置更新工事	4	58,800	千円	千円	千円	千円	千円	58,800	千円	58,800	千円	58,800	千円	40.00	
			5	88,200						88,200			88,200	88,200			60.00
			計	147,000						147,000	0	58,800	88,200	147,000	0		100.00

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託料	千円 3,540,339					千円	千円	千円	千円	千円
				令和5年度						679,788
				令和6年度						706,980
		令和3年度	0	令和7年度						735,259
		令和4年度	653,643	令和8年度						764,669
岸和田市貝塚市クリーンセンター基幹的設備改良工事	4,062,000	令和元年度	39,809	令和5年度		300,389		581,800		93,489
		令和2年度	1,180,004							
		令和3年度	605,857							
		令和4年度	890,362							
		令和4年度		令和5年度から令和22年度まで						1,852,245
岸和田市貝塚市斎場管理運営業務委託	1,852,245	令和4年度	0	令和5年度から令和22年度まで						ただし、物価変動等並びに消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときは、相当額を加算した額
クリーンセンター電送装置(PLC等)購入	77,250	令和4年度	0	令和5年度						77,250

3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額 千円	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当該年度末現在高 見 込 額 千円
			当 該 年 度 中 当 該 年 度 見 込 額 千円	当 該 年 度 中 当 該 年 度 還 見 込 額 千円	
1 普 通 債					
(1) 最終処分地施設整備事業債	71,977	71,669	11,000	7,154	75,515
(2) ごみ処理施設増設事業債	1,328,670	1,487,563	159,600	123,219	1,523,944
(3) ごみ収集車等購入事業債	1,125	0	0	0	0
(4) ごみ処理施設基幹的設備 改良事業債	1,149,300	1,743,650	581,800	97,767	2,227,683
(5) クリーンセンター 大規模改修事業債	128,300	576,000	144,000	0	720,000
計	2,679,372	3,878,882	896,400	228,140	4,547,142
2 災 害 復 旧 債					
(1) 廃棄物処理施設 災害復旧事業債	400,100	350,580	0	50,008	300,572
計	400,100	350,580	0	50,008	300,572
合 計	3,079,472	4,229,462	896,400	278,148	4,847,714

4) 給与費明細書

1 特別職

区 分	職 員 数	給 与				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
本 年 度	長 等	人 2	千円 300	千円 0	千円 300	千円 300	千円 300	
	議 員	14	1,716	721	2,437		2,437	
	そ の 他	12	261	0	261		261	
	計	28	2,277	721	2,998		2,998	
前 年 度	長 等	2	300	0	300		300	
	議 員	14	1,859	721	2,580		2,580	
	そ の 他	22	261	0	261		261	
	計	38	2,420	721	3,141		3,141	
比 較	長 等	0	0	0	0		0	
	議 員	0	△ 143	0	△ 143		△ 143	
	そ の 他	△ 10	0	0	0		0	
	計	△ 10	△ 143	0	△ 143		△ 143	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				合 計	備 考
	職 員	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
本 年 度	22	人 (5)	千円 12,239	千円 91,654	千円 66,667	千円 170,560	千円 205,648	
前 年 度	22	(5)	11,993	93,784	67,753	173,530	208,985	
比 較	0	0	246	△ 2,130	△ 1,086	△ 2,970	△ 3,337	

()内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 手 当	童 等 期 間 手 当	計 用 手 当
	本 年 度	千円 3,384	千円 5,256	千円 6,018	千円 3,024	千円 2,619	千円 132	千円 3,037	千円 38,981	千円 1,800	千円 2,416	
	前 年 度	3,516	5,376	6,161	2,688	3,054	155	3,867	39,000	1,560	2,376	
	比 較	△ 132	△ 120	△ 143	336	△ 435	△ 23	△ 830	△ 19	240	40	

2 一 般 職

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
本 年 度	人 22	千円 0	千円 91,654	千円 64,251	千円 155,905	千円 188,851	
前 年 度	22	0	93,784	65,377	159,161	192,511	
比 較	0	0	△ 2,130	△ 1,126	△ 3,256	△ 3,660	

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	超 過 勤 務 当 手	特 殊 勤 務 当 手	通 勤 手 当	期 末 勤 当 手	児 当 手	童 等
	本 年 度	千円 3,384	千円 5,256	千円 6,018	千円 3,024	千円 2,619	千円 132	千円 3,037	千円 38,981	千円 1,800	
	前 年 度	3,516	5,376	6,161	2,688	3,054	155	3,867	39,000	1,560	
	比 較	△ 132	△ 120	△ 143	336	△ 435	△ 23	△ 830	△ 19	240	

2 一 般 職

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
本 年 度	人 (5)	千円 12,239	千円 0	千円 2,416	千円 14,655	千円 2,142	千円 16,797	
前 年 度	(5)	11,993	0	2,376	14,369	2,105	16,474	
比 較	0	246	0	40	286	37	323	

()内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 手	未 当
	本 年 度		千円 2,416
	前 年 度		2,376
	比 較		40

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明	備 考
報 酬	246 千円	1	昇給に伴う増加分	246 千円	
給 料	△ 2,130	1	昇給に伴う増加分	1,620	平均昇給率 1.89% 昇給に係る職員数 〔本年度 22人 前年度 22人 増 減 0人〕
		2	その他の増減分	△ 3,750	職員数の異動状況 〔頭に在籍する職員数〕 〔本年度 22人 前年度 22人 増 減 0人〕 〔その他〕 〔計〕 0人 22人 0人 22人 0人 0人
職員手当	△ 1,086	1	地域手当の増減分	△ 143	地域手当の支給率 〔支給対象地域 全地域 支給率 6% 本年度 22人 前年度 22人 増 減 0人〕 〔支給対象地域 全地域 支給率 6% 本年度 22人 前年度 22人 増 減 0人〕 国の指定基準に基づく支給率 6%

一般職

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考
	千円	千円	千円	
		2 期末勤勉手当の増減分	△ 19	期末勤勉手当の支給率 職制上の段階、職務の 等級等による加算措置 本年度 支給期 6月 12月 計 (1.2) (1.2) (2.4) 有 支給率(月) 2.2 2.2 4.4 前年度 支給期 6月 12月 計 (1.2) (1.2) (2.4) 有 支給率(月) 2.15 2.15 4.3 国の制度 支給期 6月 12月 計 (1.2) (1.2) (2.4) 有 支給率(月) 2.2 2.2 4.4 ()内はパートタイム会計年度任用職員
		3 その他の増減分	△ 924	
			扶養手当 △ 132 管理職手当 △ 120 住居手当 336 超過勤務手当 △ 435 特殊勤務手当 △ 23 通勤手当 △ 830 児童手当 240 会計年度任用職員期末手当 40	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和5年 1月1日現在	平均給料月額	335,148円
	平均年齢	43 - 11歳
令和4年 1月1日現在	平均給料月額	338,021円
	平均年齢	45 - 4歳

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職
岸和田市貝塚市 清掃施設組合	大 学 卒	193,400円
	高 校 卒	165,600
国 の 制 度	大 学 卒	185,200
	高 校 卒	154,600

ウ 等級別職員数

区 分	一般行政職 (貝塚市派遣職員以外)			一般行政職 (貝塚市派遣職員)		
	等 級	職 員 数	構 成 比	等 級	職 員 数	構 成 比
本 年 度	1等級	1人	5.6%	1級	1人	25.0%
	2等級	2	11.1	2級	0	0.0
	3等級	3	16.7	3級	0	0.0
	4等級	2	11.1	4級	1	25.0
	5等級	1	5.6	5級	1	25.0
	6等級	6	33.3	6級	1	25.0
	7等級	3	16.7	7級	0	0.0
	8等級	0	0.0	8級	0	0.0
	計	18	100	計	4	100
前 年 度	1等級	1人	5.6%	1級	1	25.0
	2等級	3	16.7	2級	0	0.0
	3等級	2	11.1	3級	1	25.0
	4等級	2	11.1	4級	0	0.0
	5等級	2	11.1	5級	1	25.0
	6等級	5	27.8	6級	1	25.0
	7等級	3	16.7	7級	0	0.0
	8等級	0	0.0	8級	0	0.0
	計	18	100	計	4	100

(等級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員以外)

区 分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
標準的な職務内容	部長級	課長級	主幹級	係長級	主査	主任		一般職員

(級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	部長・参与	理事	課長・参事	課長補佐・主幹	係長・主査・主任	副主査・副主任		一般職員

エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 月分	25年勤続の者 月分	35年勤続の者 月分	最高限度 月分	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	

オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する比率	0.08 %
特殊勤務手当の名称	ごみ焼却業務

カ その他の手当

区 分	内 容	国の制度との異	国の制度と異なる内 容
扶 養 手 当	貝塚市派遣職員以外	同 じ	配偶者 配偶者（一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの） 子 父母等 父母等（一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの） 子のうち16歳～22歳の者につき 6,500円 3,500円 10,000円 6,500円 3,500円 5,000円 加算
	貝塚市派遣職員		配偶者 配偶者（一般行政職の職員でその職務の等級が1級及び2級のもの） 子 父母等 父母等（一般行政職の職員でその職務の等級が1級及び2級のもの） 子のうち16歳～22歳の者につき 6,500円 3,500円 10,000円 6,500円 3,500円 5,000円 加算
住 居 手 当	契約者本人で家賃支払い者(限度額28,000円)	同 じ	
通 勤 手 当	交通機関利用者 実費(6箇月定期券相当額)を支給 交通用具使用者 通勤距離・使用用具に応じて支給	同 じ	

議案第 5 号

監査委員選任につき同意を求めるについて

監査委員に次の者を選任したいので、組合規約第 10 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 酒 井 了

記

1 住 所 岸和田市 XXXXXXXXXX

1 氏 名 平 田 徹

1 生年月日 XXXXXXXXXX

令和5年第1回組合議会定例会議案

(議会議案関係)

議案番号	件名
議会議案第1号	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議会議案第1号

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報
の保護に関する条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する
条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月28日提出

提 出 者	川 岸 貞 利
	北 尾 修
	今 口 千 代 子
	河 合 馨

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第30条）
 - 第2節 訂正（第31条－第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条－第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条－第51条）
- 第6章 罰則（第52条－第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別するこ

とができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この条例において「個人識別符号」とは、個人に提供される役務の利用、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができる文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成29年条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第52条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情

報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 管理者、公平委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第30条	納めなければならない	納めなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手

		数料を減額し、又は免除することができる
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理の

ために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称

- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲

が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努め

なければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第8条及び第9条に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識

別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に

関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料等）

第30条 議長に対し開示請求をする際の手数料の額は、無料とする。ただし、法第28条第1

項又は第3項の規定により写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において、岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（ 年条例第 号）第3条に規定する額の費用を納めなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2） 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1） 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3） 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 議長は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例（平成29年条例第3号）別表に規定する岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

3 第1項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について

準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）

のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派

遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、岸和田市及び貝塚市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 出 理 由

令和３年５月、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和５年４月１日からは、個人情報保護法に基づく全国的な統一ルールで運用されることとなった。

しかし、議会は同法の適用外となるため、議会で独自に個人情報の保護に関する条例を新たに制定する必要がある。

よって、全国市議会議長会が提供する「標準市議会の個人情報の保護に関する条例」を基本とし、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の運用に則して、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定する。

